

◎新潟県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市東下組字南沢2番1から同市下組字中峰4331番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月27日